

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

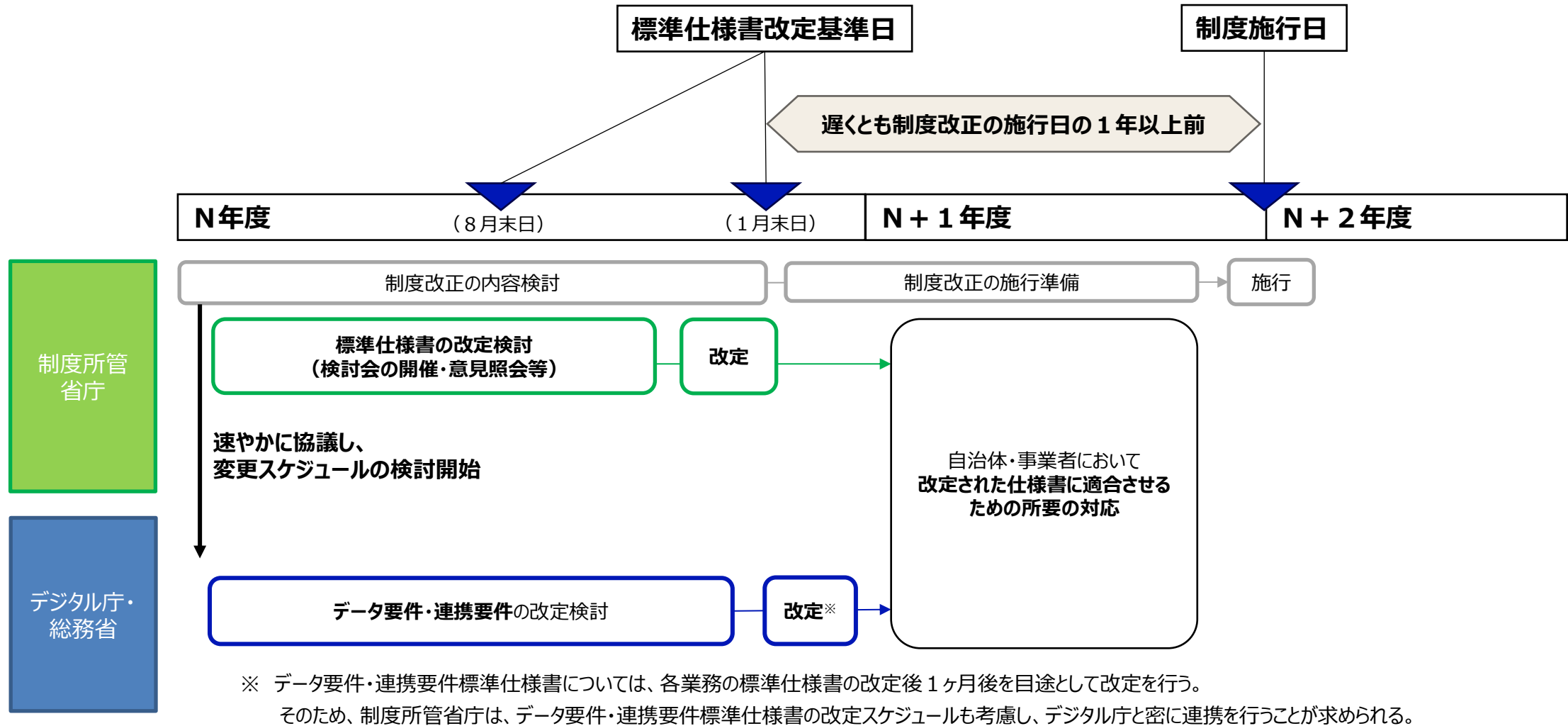
# 標準仕様書の改定・運用について (基本的な考え方)

2025/1/29 デジタル庁 地方業務システム基盤チーム

# 標準仕様書の改定・運用について（基本的な考え方）

- 標準仕様書の改定ルールについては、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）において、以下のとおり定めている。
  - 機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前とし、原則として毎年8月31日又は1月31日（これらの日が休日である場合には、これらの日の前日とする。以下「標準仕様書改定基準日」という。）とする。
  - 制度所管省庁は、標準化対象事務に関連する標準準拠システムの改修が必要となり得る制度改正を検討する場合には、速やかにデジタル庁及び総務省に連絡し、機能標準化基準の変更のためのスケジュールの検討を開始する。
  - 制度所管省庁は、当該制度改正に伴う標準準拠システムの改修について施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、制度改正が行われてから機能標準化基準の変更を検討するのではなく、制度改正の検討と同時に、機能標準化基準の変更を検討する。
  - 標準仕様書改定基準日までの改定が困難な場合であっても、標準準拠システムの改修について施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、制度所管省庁は、次の対応を行うこととする。
    - (1) 制度改正の検討段階から、広く地方公共団体や事業者への影響を確認すること。
    - (2) 5.1.5に基づき設置される検討会等において、速やかに標準仕様書の改定内容を検討し、地方公共団体や事業者の対応に支障が生じないよう標準仕様書の改定案をできる限り早期に公開すること。
  - 機能標準化基準の変更の検討に当たっては、機能要件の標準等を踏まえて、データ要件・連携要件に関する標準化基準等を定める必要があることから、制度所管省庁は、機能標準化基準の変更が必要となった場合には、速やかにデジタル庁及び総務省と協議する。

# 標準仕様書改定基準日までの標準仕様書の改定について



# 標準仕様書改定基準日までの改定が困難な場合の対応について

- 標準仕様書改定基準日までの改定が困難な場合であっても、標準準拠システムの改修について施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、制度所管省庁は、次の対応を行うこととする。
  - (1) 制度改正の検討段階から、広く地方公共団体や事業者への影響を確認すること。
  - (2) 5.1.5に基づき設置される検討会等において、速やかに標準仕様書の改定内容を検討し、地方公共団体や事業者の対応に支障が生じないように標準仕様書の改定案をできる限り早期に公開すること。

例) 総務省において、旧氏の振り仮名等の追加のため、政令改正を行う前に、標準仕様書の改定案を想定最終版※としてホームページに公表している

※想定される内容を複数回にわたって変更の都度示し、現在は想定最終版として示している。

総務省トップ > 組織案内 > 研究会等 > 自治体システム等標準化検討会 > 旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書(想定最終版(令和6年9月11日))

### 自治体システム等標準化検討会

研究会等

#### 旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書(想定最終版(令和6年9月11日))

住民票等の記載事項への「旧氏の振り仮名」等の追加のため、以下の政令改正による制度化を予定しています。

- 住民基本台帳法施行令の一部改正  
住民票の記載事項に「旧氏の振り仮名」、戸籍の附票の記載事項に「旧氏」、「旧氏の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。
- マイナンバー法施行令及び公的個人認証法施行令の一部改正  
マイナンバーカード及び署名用電子証明書の記載・記録事項に「旧氏の振り仮名」を追加する等の措置を講ずる。

政令の改正内容については検討中ですが、今後、政令改正をした場合を想定した標準仕様書の変更点について、想定最終版として以下のとおり資料を掲載します。  
本内容については、今後の関係政令公布に合わせて、想定最終版に基づき確定版としての公表を予定しています。  
(自治体システム等標準化検討会(住民記録システム等標準化検討会)(第24回)再掲)

[氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討\(想定最終版\(令和6年9月31日\)\)](#)

また、上記政令の公布前に、別途行われる改正法令施行によって正式に決定された標準仕様書に変更がある場合は、旧氏・旧氏の振り仮名対応の想定最終版にも当該変更内容を反映し、更新していきます。  
・令和6年9月11日更新: 住民基本台帳施行令の一部改正(健康保険者証とマイナンバーカード一体化)に伴う対応等

#### 住民記録システム標準仕様書(想定最終版(令和6年9月11日))

[住民記録システム標準仕様書\(想定最終版\(令和6年9月11日\)\)一式](#)

[住民記録システム標準仕様書\(想定最終版\(令和6年9月11日\)\)\(見え消し\)](#)

[【注記】別紙 機能・帳票要件\(想定最終版\(令和6年9月11日\)\)](#)

[【注記】別紙 帳票一覧・レイアウト\(想定最終版\(令和6年9月11日\)\)](#)

[【注記】別紙 諸元表\(想定最終版\(令和6年9月11日\)\)](#)

[【注記】別紙 業務フロー\(想定最終版\(令和6年9月11日\)\)](#)

# 標準仕様書の運用（解釈の確認や疑義等への対応）について

○ 標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、次の方法により、随時対応することとし、事業者等との認識共有を図る。

（１）標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応

- ・ 事業者等からの疑義等について、デジタル庁及び制度所管省庁は、標準化PMOツールで対応する。
- ・ デジタル庁及び制度所管省庁は、当該疑義等に対して速やかに解釈等を回答し、必要に応じて標準化PMOツールのFAQとして公開すること。
- ・ また、当該解釈等を標準仕様書に補記する場合は、次の（２）正誤表の公開の対応を行うこと。

（２）正誤表の公開

- ・ 標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、正誤表で対応することができる。正誤表は、デジタル庁が別途定める様式を用いて、標準仕様書の版数単位で作成することとし、標準仕様書のファイル名に更新日付を含める等、訂正があったことが確認できる形で公開すること。
- ・ なお、正誤表で対応可能な範囲については、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」における訂正・補記のみとする。

**デジタル庁**  
**Digital Agency**